

学都たつの輝きと歴史・文化が薫るまち

第1節

豊かな人間性を育み、 創造力あふれる子どもを育てる 116

施策24 | 幼児教育・保育の充実 116

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 幼児教育・保育の充実 | (2) 幼小の円滑な接続の推進 |
| (3) 認定こども園の推進 | (4) 保護者・地域・関係機関等との連携 |

施策25 | 義務教育の充実 118

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (1) たつの市小中一貫教育の推進 | (2) 主体的・対話的で深い学びの実現 |
| (3) たつのGIGAスクール構想の推進 | (4) 特別支援教育の充実・推進 |
| (5) いじめ、不登校等生徒指導体制の充実 | (6) ふるさと教育・体験活動の推進 |
| (7) 道徳教育の推進 | (8) 人権教育の充実 |
| (9) 英語教育・多文化共生教育の推進 | |
| (10) 高校・大学と連携した教職員の資質・指導力の向上 | |
| (11) 学校給食の充実 | (12) 学校施設整備の計画的な実施 |
| (13) 学校の適正規模・適正配置の推進 | |

施策26 | 青少年の健全な育成 122

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 青少年健全育成事業の推進 | (2) 放課後児童健全育成事業の推進 |
|------------------|--------------------|

第2節

生涯を通して学び、 スポーツに親しめるまちをつくる 124

施策27 | 生涯学習の推進 124

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 生涯学習体制の充実 | (2) 生涯学習事業の充実 |
| (3) 図書館事業の充実 | (4) 生涯学習施設の整備 |

施策28 | スポーツ・レクリエーション活動の推進 126

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) スポーツ施設の整備 | (2) 既存施設の維持管理 |
| (3) スポーツ・レクリエーションの普及推進 | |
| (4) スポーツクラブ 21 の支援 | (5) 関係団体との連携 |
| (6) スポーツツーリズム事業の推進 | |
| (7) ライフステージに応じたスポーツの推進 | |

第3節

歴史と文化を生かした個性的で
魅力あるまちをつくる……………128

施策29 | 歴史文化遺産の保全と活用……………128

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 歴史文化遺産の再発見 | (2) 文化財の保存 |
| (3) 文化財を活用したまちづくり | (4) 歴史資料館の活用と整備 |
| (5) 歴史的町並みの保全 | |

施策30 | 芸術文化活動の振興……………130

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 地域文化の継承 | (2) 文化・芸術公演事業の実施 |
| (3) 地域文化の展開 | |

第4節

互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる……………132

施策31 | 人権教育・啓発の推進……………132

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 人権文化をすすめる市民運動の展開 | (2) 学習活動の推進 |
| (3) 指導者の育成 | (4) 教育集会所・隣保館活動の充実 |

施策32 | 男女共同参画社会の形成……………134

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 男女共同参画社会の形成 | (2) 女性参画の推進 |
| (3) 女性が活躍できる社会づくり | |
| (4) 多様な性のあり方を支える取組の推進 | |

施策 | 24 幼児教育・保育の充実

基本方針

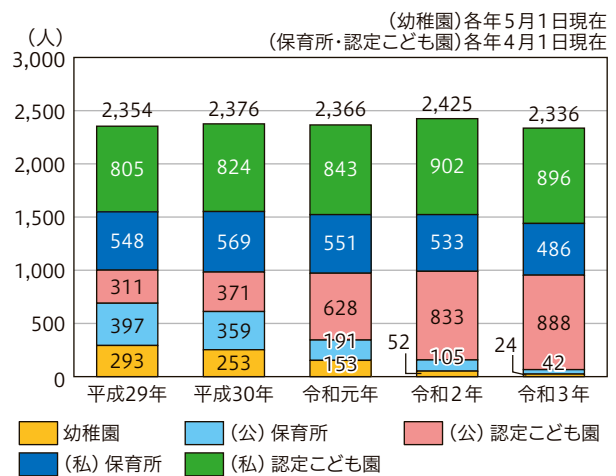


就学前の子どもを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、幼児教育・保育の質の向上に努めるとともに、教育・保育内容の充実を図ります。

これまでの取組

- 「たつの市幼稚園・保育所再編計画」に基づき、令和3年度までに公立11園・私立8園の幼保連携型認定こども園化を進めました。
- 幼稚園・保育所・認定こども園における職員研修を実施するとともに、小学校とのより円滑な接続を目的に平成30年3月たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを作成しました。
- 各園所において、地域との交流活動や自然体験活動を通じて、身近な人や自然、伝統文化との関わりを持ち、豊かな心を育てています。

【園児数の推移】



これからの課題

- 本市では待機児童は発生していませんが、3歳未満児の保育ニーズが増加しており、保育士の確保が課題となっています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の職員研修等を実施し、職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育を更に充実させる必要があります。
- 保護者や地域と連携し、様々な体験や交流活動を通じて、心身の発達を促す必要があります。
- 幼児施設については、安全・安心で快適に利用できる充実した環境を計画的に整備する必要があります。
- 保護者の抱える不安や負担を解消するために、関係機関との連携を強化し、子どものよりよい成長を促していく必要があります。



■認定こども園



施策の内容

(1) 幼児教育・保育の充実

【担当課：教育環境整備課、幼児教育課】

- 望ましい規模の集団形成を図る中で、様々な年齢の子ども同士の関わりにより、人と関わる力を育み、生きる力の基礎を培います。
- 各園所での遊びをより充実させるために、外部講師や地域交流を通じて様々な文化や自然環境等への興味・関心を高め、豊かな心を育みます。
- 職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育の質を更に充実させるために、職員研修を実施するとともに、引き続き保育士の処遇改善や官民協働による保育の魅力発信等を通じて保育士の確保に努め、待機児童の発生を防ぎます。
- 安全・安心で快適な園生活を送ることができるよう、設備の改修や遊具の点検修繕等、幼児教育・保育環境の整備を図ります。

(2) 幼小の円滑な接続の推進

【担当課：学校教育課、幼児教育課】

- たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用した研修を小学校と合同で行い、小学校教育への学びの接続を円滑に進めます。
- 特別な支援を必要とする幼児を中心に子どもの特性に応じたきめ細かな関わりなどの情報共有を図り、小1プロブレム[※]の解消に努めます。

(3) 認定こども園の推進

【担当課：教育環境整備課】

- 民間保育所の認定こども園化を推進し、公私立認定こども園の改修等施設整備を計画的に行い、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

(4) 保護者・地域・関係機関等との連携

【担当課：幼児教育課】

- 保護者や地域、関係機関との連携を図り、保護者が安心して子育てを行うことができるよう、教育・保育の専門的な知識を生かした相談事業や保護者支援を行うことで、子どもの健やかな成長・発達を促します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶乳幼児期の子どもの心身の成長を支え、健やかな心と体を育てていきましょう。
- ▶地域の力を生かした子育て支援を進めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶保護者や地域との連携を図り、子どもたちの体験活動を充実させ、豊かな心を育てていきましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
保育所及び認定こども園の待機児童数	人	0	0
令和8年度目標値の設定理由 現状値を維持			

関連する計画

- 第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)
- たつの市幼稚園・保育所再編計画(改訂版)(平成27年度～令和5年度)

※小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「先生の話聞かない」など、学校生活になじめない状態が数か月続くこと。

施策 25 義務教育の充実

基本方針



自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育みます。

これまでの取組

- 児童生徒の実態に応じ、少人数授業推進教員や支援員の配置等、指導体制の充実を図り、きめ細かな教育を行うとともに、地域と連携した体験活動を展開しています。
- たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用し、円滑な幼小連携を進めています。また、小・中学校の接続期においても、継続性のある指導を行うことができるよう、小・中学生の交流活動を積極的に進めています。
- 英語教育やICT教育など新たな課題に対応し、指導力を高める教職員研修を行っています。また、教職員の知的理解や人権感覚、指導力の向上を目指して、学校訪問や教職員研修等を実施しています。
- 「GIGAスクール構想」の推進に基づき、安全で安定したネットワーク環境を整備し、児童生徒に1人1台端末を導入しました。
- 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理の向上、「たつの市健康増進計画・食育推進計画（第3次）」に基づく食育に取り組んでいます。
- 児童生徒が安全・安心で快適な学校生活を送るため、全ての普通教室及び特別教室等への空調設備の整備や危険ブロック塀の撤去等、学校施設を計画的に整備しています。
- 学校及び関係機関と連携し、通学路の安全対策を行うとともに、遠距離通学となる児童生徒への通学支援を行っています。
- 「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、要検討基準に該当する小学校の校区ごとに協議会を設置し、保護者、地域住民と共に、今後の学校のあり方について協議を進めています。



■ 1人1台端末を活用した授業

これからの課題

- 小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す小中一貫教育を進める必要があります。
- グローバル化や情報化が急速に進む社会において、児童生徒が未来を切り拓くための資質・能力を育成する必要があります。
- 安全で安定した学習環境を継続的に提供し、児童生徒1人1台端末などのICT機器を日常的に活用した学習を進めていく必要があります。
- 不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、体験活動や道徳教育、キャリア教育を通じて「豊かな心」を育むとともに、小・中学校間及び関係機関との連携や人的な配置を強化する必要があります。

- 長年、教育に携わってきた教員が退職し、若い教員が増加していく中で、学級経営や教科指導、部活動指導、人権教育に係る教材や指導方法等を継承していく必要があります。
- 子どもたちにきめ細かな指導をしていくためにも、すべての教職員が心身共に健康で、ワーク・ライフ・バランス^{*}のとれた生活を送ることが重要です。
- 正しい食生活や地域の食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さ等を理解する必要があります。
- 学校施設については、引き続き改修や修繕を行い、老朽化が進む校舎等においては、計画的な施設整備を行う必要があります。
- 児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全対策に努める必要があります。
- 少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいるため、引き続き、未来を担う子どもたちの望ましい教育環境を確保する必要があります。

施策の内容

(1) たつの市小中一貫教育の推進

【担当課：学校教育課】

- 情報教育、英語教育、キャリア教育など小学1年から中学3年までの学びや育ちの連続性を確保した、小中一貫教育の体制を整備し、中1ギャップの解消など小・中学校の円滑な接続を図ります。
- 中学校区単位で「めざす子ども像」を共有し、特色ある教育を推進します。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現

【担当課：学校教育課】

- 児童生徒の基礎学力の定着状況や生活実態の把握に努め、1人1台端末を活用するなど、学校における指導体制や指導方法を工夫改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を進めます。
- 児童生徒の「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成や「学びに向かう力・人間性等」を伸長するため、教員の授業力向上を目指した研修を計画的に実施します。

(3) たつのGIGAスクール構想の推進

【担当課：教育総務課、学校教育課】

- ICTを効果的に活用した教科指導や情報モラル指導など教員の指導力の向上を目指すとともにICT支援員等の人的配置を行い、計画的で実践的な研修を推進します。
- 児童生徒が学習活動においてICTを適切に用いて、基本的な操作技能やプログラミング教育を含む情報活用能力を高めます。また、1人1台端末を活用して教科の学びを深める「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現します。
- ICT環境を適切に維持管理するとともに、情報セキュリティ対策を徹底し、安全で安定した学習環境を提供します。

(4) 特別支援教育の充実・推進

【担当課：学校教育課】

- たつの市教育支援委員会を中核とし、特別支援学校や福祉・医療機関等と連携しながら幼児期から義務教育終了までの進路を見据えた切れ目のない支援の充実に努めます。
- 特別支援教育ネットワーク会議を中心に支援体制を強化し、縦横連携を重視したインクルーシブ教育^{*}を推進します。
- チームとしての校内支援体制を充実させるため、研修会等の実施により、すべての教職員の資質や指導力を高めます。

^{*}ワーク・ライフ・バランス：働く人々の意識が、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）をバランス（調和）させて、性別や年齢に関わらず、だれもが働きやすい社会の仕組みをつくること。

^{*}インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育

(5) いじめ、不登校等生徒指導体制の充実

【担当課：学校教育課】

- 児童生徒の内面理解に努め、児童生徒が自ら課題解決に臨もうとする態度を培うための取組を推進します。
- 日常的な児童生徒観察や定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見に努め、学校全体で早期解決に取り組みます。
- 児童生徒や保護者に対する教育相談体制を充実させるとともに、保護者やスクールカウンセラー^{*}などの専門家、関係機関等と連携しながら不登校児童生徒の心をサポートし、居場所づくりに努めます。

(6) ふるさと教育・体験活動の推進

【担当課：学校教育課】

- 保護者や地域のボランティア等の積極的な参加を促進しながら、自然体験や社会体験活動を推進し、児童生徒の自立心を培うとともに、「命を大切にすること」を育みます。
- 自分が生まれ、育ち、住んでいる地域の伝統文化や産業、行事、そしてそれらに携わる人々に触れる機会を充実させ、「ふるさとを愛すること」を育みます。
- 自然や社会の現実に触れる体験活動に加え、タブレット端末やインターネット技術を活用して交流学習を推進します。

(7) 道德教育の推進

【担当課：学校教育課】

- 体験的・実践的な活動を通じた学習の推進により、「豊かな心」を育み、主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤を育成します。
- 他者や自己との対話のある道德科の授業を目指して、教職員の指導力向上を図ります。

(8) 人権教育の充実

【担当課：人権教育推進課】

- 人権が尊重される社会づくりに向けた実践力の育成を目指し、人権教育を推進します。
- 人権教育研修や学校訪問指導などにより、教職員の知的理解や人権感覚を高め、指導力の向上を図ります。
- 地域教材や地域人材の充実を図り、地域に根ざした人権尊重の学校文化の構築を目指します。

(9) 英語教育・多文化共生教育の推進

【担当課：学校教育課】

- 英語の学習を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を育成するとともに、国際的視野に立った異文化への理解や、共生意識の醸成を図ります。
- 小・中学校が連携し、指導内容・指導方法等学びの継続を実現するとともに、中学生の英語検定受験者の増加等、児童生徒の英語によるコミュニケーションへの興味関心を高めます。
- グローバル化に対応した多文化共生教育や、歴史や伝統文化に触れるふるさとに関する教育を推進するとともに、今後増加する外国人児童生徒への支援体制の充実を図ります。

(10) 高校・大学と連携した教職員の資質・指導力の向上

【担当課：学校教育課】

- 大学教員などの専門家による授業や地元高校との連携授業の実施、大学生の参画による中学生サミットの開催等、外部の専門家等の積極的な活用により、児童生徒の興味関心を高めるとともに、教員の資質や指導力の向上を図ります。
- 揖龍教育研修所と連携し、教職員のキャリアステージに応じた研修を計画的に実施します。
- 効率的なOJT研修の実施や校務支援ソフトの活用等により、教員の働き方改革に取り組みます。

^{*}スクールカウンセラー：いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるため、学校に配置される臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた専門家

(11) 学校給食の充実

【担当課：すこやか給食課】

- 地域の食文化や食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組めます。
- 北学校給食センターを整備し、中央学校給食センターとの2センター方式により、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- 学校給食において、地元産食材を取り入れ、地産地消を推進します。

(12) 学校施設整備の計画的な実施

【担当課：教育総務課、教育環境整備課】

- 定期的な点検と計画的な施設整備による維持管理を行い、ポストコロナの「新しい生活様式」を踏まえた学習環境の整備など安全・安心で快適な教育環境を確保します。
- 「たつの市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の長期間使用を図る整備を行います。
- 道路関係部局や警察、地元自治会等と連携し、通学路の安全確保を図ります。

(13) 学校の適正規模・適正配置の推進

【担当課：教育総務課、学校教育課】

- 保護者、地域住民と共に、引き続き、今後の学校のあり方について検討を進めます。
- 学校統合に伴い、通学支援及び児童の心理的ケアを図るための体制の整備を行います。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶学校教育に関する認識や理解を深め、学習活動に協力しましょう。
- ▶地域の力を生かした教育活動を進めましょう。
- ▶積極的に子どもと対話をしましょう。
- ▶地域と学校が連携し、安全・安心な環境づくりに向け、子どもたちを見守りましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶子どもの職場体験学習の機会の提供等、教育活動に積極的に参加しましょう。
- ▶安全パトロールに取り組むなど、子どもたちの安全確保に協力しましょう。
- ▶安全で安心な食材を提供しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小・中学校における不登校出現率	%	1.6	1.2
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
中学校3年時における英検受験率	%	17	50
令和8年度目標値の設定理由 生徒数の半数を目標に設定			
授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より)	%	78	90
令和8年度目標値の設定理由 現状値から毎年度2%増を目標に設定			

関連する計画

- たつの市教育大綱(令和4年度～)
- 第3次たつの市教育振興基本計画(令和4年度～)
- たつの市学校施設長寿命化計画(令和元年度～令和12年度)

施策 | 26 青少年の健全な育成

基本方針

地域・学校・家庭などが連携を深め、青少年の健全な環境整備に努めるとともに、青少年が参加できる事業を推進し、健全育成に努めます。



これまでの取組

- インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、青少年健全育成協議会やPTA協議会と連携して保護者を対象とした教育講演会を実施し、情報モラルの向上と青少年を守る環境づくりに努めています。
- 放課後児童クラブにおいては、児童一人ひとりに合わせた細やかな支援を行うため支援員確保に努めています。

これからの課題

- 凧あげ祭りやかるたとり大会などの青少年参加型事業においては、参加者が固定化傾向にあるため、それらを解消する事業展開の必要があります。
- 共働き世帯の増加など就業形態の変化に伴う放課後児童クラブ利用者の増加や感染症対策の観点から、利用者数に応じたクラブ数を確保する必要があります。



■こども未来応援塾



■放課後児童クラブ

施策の内容

(1) 青少年健全育成事業の推進

【担当課：社会教育課】

- 青少年健全育成協議会、PTA協議会や関係機関と連携を深め、青少年の成長に望ましい環境を確保するため、講習会・研修会を行い、街頭での補導やパトロール活動を推進します。
- 子ども会などの青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促すとともに、青少年参加型事業の振興と情報発信に努めます。
- 科学実験・科学講習会などを通じて、次世代を担う子どもたちの創造的な発想や理解力を養います。

(2) 放課後児童健全育成事業の推進

【担当課：社会教育課】

- 放課後児童クラブにおいて、待機児童ゼロを維持しつつ、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいた適正な運営を行います。
- 職員を放課後児童支援員認定資格研修に派遣し、有資格者による保育を実施し、保育の質の向上に努めます。
- こども未来応援塾^{*}を開設し、児童の健全育成及び学力定着に努めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 家庭や地域において、子どもたちと話し合う機会を増やしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 青少年の学校外活動や地域での活動の充実に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0
令和8年度目標値の設定理由 現状値を維持			

関連する計画

○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)



■こどもサイエンス教室



■たつのサマーアウトドア in おおなり

^{*}こども未来応援塾：希望する児童を対象に地域ボランティア等の協力を得て、学習習慣や基礎学力の定着を目指す取組

施策 27 生涯学習の推進

基本方針

多様化する市民のニーズや学習意欲の高まりに対応するため、市民が自分に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進します。



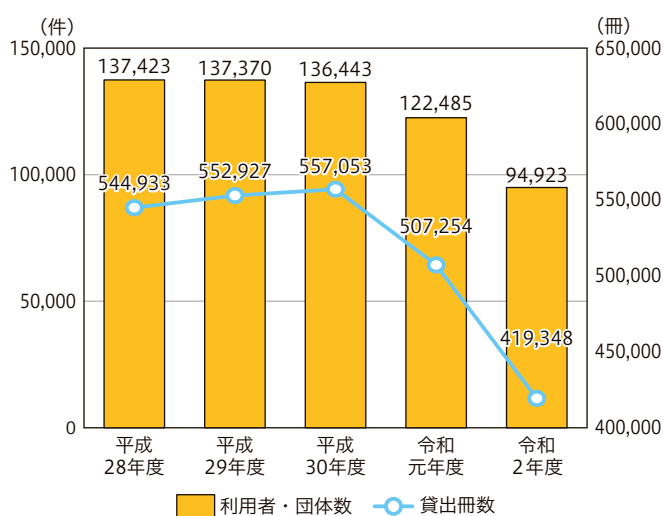
これまでの取組

- 揖西・揖保・誉田・神岡公民館については、コミュニティセンターへ移行し、地域活動やまちづくり活動を推進するための拠点施設となっています。
- 市内4図書館が連携し、市民ニーズに即した蔵書構成や事業を実施しています。

これからの課題

- 公民館では、生涯学べる環境づくりとして各種講座や行事を開催していますが、多様化するニーズに応じた学習内容を提供するため、ICT機器の活用など更なる工夫や充実を図る必要があります。
- 市民ワークショップにおいて、図書館については、知識や情報を提供する役割に加え、市民同士のコミュニケーションの場としての役割を担っていくことが提案されており、環境充実にに向けた取組を検討する必要があります。

【市内図書館の利用状況】



■生涯学習推進事業

施策の内容

(1) 生涯学習体制の充実

【担当課: 社会教育課】

- あらゆる市民に向けて、それぞれの習熟度に応じた多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくことができる環境づくりに努めます。

(2) 生涯学習事業の充実

【担当課: 社会教育課】

- だれもが学習活動に参加できるよう、公民館の講座などにおいて魅力あるプログラムの充実に努めます。

(3) 図書館事業の充実

【担当課：社会教育課】

- 蔵書の充実を図り、市民と本（資料）を結びつける活動を活発に展開することで、読書を推進するとともに、各事業を通じて、利用者同士のコミュニケーションの活性化を実現できる環境づくりに努めます。
- 読書への関心を高めるため、乳幼児を対象とした「子ども読書ふれあい事業」を行うとともに、「第2次たつの市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校・園、図書館などが連携した読書活動の更なる推進に取り組めます。
- 電子図書館や移動図書館などのサービス拡充に努め、情報拠点としての機能を発揮し、生涯学習の一端を担います。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏の構成市町との広域利用による利便性の向上に努めます。

(4) 生涯学習施設の整備

【担当課：社会教育課】

- 機能集約した複合施設の建設など、地域のニーズや社会情勢に即した安全で快適な生涯学習活動ができる環境整備に取り組めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶学習活動を通じて様々な知恵や知識、教養を身につけ、心豊かな生活を実現しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶だれもが学び、経験を積む機会を提供するとともに、学習に対する意欲や関心の喚起に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
図書館の年間貸出冊数	冊	507,254*	550,000
令和8年度目標値の設定理由 過去5年間の推移により設定			
たつの市民大学講座受講生数	人	1,430*	1,450
令和8年度目標値の設定理由 現状値を維持			

*令和元年度実績

関連する計画

○第2次たつの市子どもの読書活動推進計画（令和4年度～令和8年度）



■読書推進活動（絵本の読み聞かせ）



■高齢者教室（趣味講座）

施策 | 28 スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本方針

「誰もが、いつでもどこでも楽しめる、生涯スポーツ社会の実現」を目的に、様々なスポーツに対応した運動施設の整備等を進めつつ、市民の健康づくり、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるために各種スポーツ教室・大会等を開催し、家族・世代間の交流を図るとともに、スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの競技力向上にも努めます。



これまでの取組

- 体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブ 21 等スポーツ団体との連携を保ち、スポーツを通じて青少年の健全育成や地域づくりに努めています。
- たつの市の観光資源を生かした、観光及びスポーツ振興の相乗効果を目的とした「スポーツツーリズム事業」を開催しています。
- 小学生を対象に、トップアスリートによるスポーツ教室を開催し、夢を持ち努力することの大切さを学ぶ「トップアスリート夢事業」を実施しています。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、スポーツ体験イベントを開催しています。

これからの課題

- 年間を通して活動場所の確保が課題となっている一方、既存施設は老朽化による修繕料が増加し、改修工事等の必要性も出てきています。
- 障害者スポーツやニュースポーツ※をはじめ年々多様化するスポーツの普及促進のために、広報誌やホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努め、指導者の発掘・育成やスポーツ関係団体との連携を強化し、支援していく必要があります。
- スポーツクラブ 21 は各小学校区を対象に設立していますが、人口等の地域差が大きく、活動自体にも大きな差があります。

施策の内容

(1) スポーツ施設の整備

【担当課：スポーツ振興課】

- 市内の4つの体育館については、利用状況分析等を行い、計画的な施設の再配置を検討します。

(2) 既存施設の維持管理

【担当課：スポーツ振興課】

- 既存施設を適正に管理していくため、調査・点検を行い、安全・安心な施設を維持するとともに、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と市民サービスの向上を目指します。

※ニュースポーツ：グラウンド・ゴルフ、インディアカなど 100 種を超えるとされ、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、①力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追求する ②体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる ③ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能であるなどの特徴を持っているスポーツのこと。

(3) スポーツ・レクリエーションの普及推進

【担当課：スポーツ振興課】

- 市民ニーズに適合した各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に努めるとともに、地域スポーツ推進事業としてノルディックウォーク等の普及を推進します。
- 障害の有無に関わらず、だれもが共に楽しめるスポーツの促進に努めます。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業として、スポーツイベントを開催し広域で共有するとともに、ホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努めます。

(4) スポーツクラブ21の支援

【担当課：スポーツ振興課】

- 地域スポーツの中核となるスポーツクラブ 21 において、子どもから高齢者まで幅広く参加する地域コミュニティの核となるスポーツ活動を支援します。

(5) 関係団体との連携

【担当課：スポーツ振興課】

- 体育協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、障害者スポーツ団体等との連携を強化するとともに各団体の活動を支援し、スポーツを通じた交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。併せて、生涯スポーツを支える人材の育成と活用を図ります。

(6) スポーツツーリズム事業の推進

【担当課：スポーツ振興課】

- たつの市の観光資源を生かした「梅と潮の香マラソン大会」「たつの新舞子ビーチカップ大会」「マウンテンバイク大会」「トレイルランニング」などを開催し、たつの市の魅力を全国に発信し、観光及びスポーツ振興、地域経済の活性化を図ります。

(7) ライフステージに応じたスポーツの推進

【担当課：スポーツ振興課】

- 幼児期から高齢者まで、すべての世代のライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、特に、幼児期の「リズムジャンプ運動」やトップアスリートから夢を持ち努力することの大切さを学ぶ「トップアスリート夢事業」を通じて、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を培います。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ スポーツ活動に率先して参加し、生きがいをづくり、健康づくりに努めましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ スポーツに親しみ、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりをしましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
スポーツ施設の年間利用者数	人	480,625 *	558,000
令和 8 年度目標値の設定理由 たつの市スポーツ推進計画から設定			
市民体育大会の年間参加人数	人	5,168 *	6,700
令和 8 年度目標値の設定理由 たつの市スポーツ推進計画から設定			

*令和元年度実績

関連する計画

○たつの市スポーツ推進計画(令和2年度～令和11年度)

施策 | 29 歴史文化遺産の保全と活用

基本方針

歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、市内の歴史文化遺産について、より一層の保存と活用を図ります。また、市民との協働及び参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、文化財を生かしたまちづくりに努めます。



これまでの取組

- 市内の歴史文化遺産の調査を進め、指定制度等を活用し、文化財保護施策を展開しています。
- 龍野及び室津の歴史的景観形成地区等においては、町並み整備助成事業等により、歴史的建造物の保全を図った結果、良好な町並み景観の形成が推進されるとともに、同建造物の活用事例が増加しています。
- 令和元年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区や、日本遺産に認定された北前船関連文化財を有する室津地区の歴史遺産を活用した事業を展開しています。



■日本遺産構成文化財（もやい石）

これからの課題

- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された龍野地区においては、歴史的建造物や町並み等の保存と活用を図る必要があります。
- 日本遺産に認定された北前船関連文化財を有する室津地区においては、構成文化財の保存と活用を図る必要があります。
- 文化財の保存・活用については、所有者等の文化財愛護意識を高め、その理解を得る必要があります。
- 歴史資料館等については、学習の場としての設備・体制の充実が求められます。
- 空き家・空き地が増加し、歴史的町並みが損なわれつつあります。

施策の内容

(1) 歴史文化遺産の再発見

【担当課：歴史文化財課】

- 市域の豊かな自然と歴史を物語る多様な歴史文化遺産を調査し、市民とともに再発見に努め、文化財としての保存・活用を行います。

(2) 文化財の保存

【担当課：歴史文化財課】

- 重要な歴史文化遺産の未来への継承のため、文化財保存活用地域計画を作成し、適切な保存・整備と幅広い活用を目指すとともに、文化財情報の発信と顕彰に努めます。

(3) 文化財を活用したまちづくり

【担当課：歴史文化財課】

- 文化財を地域資源と位置付け、これらを活用した多様な事業やイベントを展開するとともに、地域と行政が連携しながら、市民とともに歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進し、市民の郷土意識の向上と県内外との交流人口の創出を目指します。
- 新宮宮内遺跡や山城跡などの文化財を地域住民と協働で整備し、活用を目指します。

(4) 歴史資料館の活用と整備

【担当課：歴史文化財課】

- 市内に点在する資料館を効率的に管理運営するとともに、魅力ある展示等の事業実施や設備・体制の充実等により、施設の特色化を図り、創意工夫によって市民に親しまれる資料館を目指します。

(5) 歴史的町並みの保全

【担当課：まちづくり推進課】

- 重要伝統的建造物群保存地区において、住民組織との協働により、歴史的建造物の保存と活用を推進します。
- 龍野及び室津の歴史的景観形成地区において、貴重な歴史的町並みの保存・整備及び活用を推進します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶文化財を地域の宝と位置付け、保存と活用を推進しましょう。
- ▶歴史的建造物の保全に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶文化財の保存や継承に対し、積極的に支援しましょう。
- ▶歴史的建造物を活用しましょう。
- ▶歴史的建造物を保全するため、建築技術の継承に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
指定文化財総数(国・県・市指定、国選定、国登録)	件	99	103
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
資料館・埋蔵文化財センター等の年間来館者数	人	18,828*	23,000
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

*令和元年度実績

関連する計画

- たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画(令和元年度～)



■国指定史跡 新宮宮内遺跡

施策 | 30 芸術文化活動の振興

基本方針

これまで培ってきた文化、風土を活用したイベントを市民と共に実施し、「たつの」の良さへの意識のかん養を図ります。また、文化団体の支援や市民の文化活動を支援し、市民全体の芸術文化振興事業を幅広く醸成します。



これまでの取組

- 「童謡の里宣言」の精神に則り、「三木露風賞～新しい童謡コンクール～」 「童謡の祭典」 「たつので生まれた童謡歌唱コンクール」を開催し、童謡の普及、創造に努めるとともに、市民の創作作品を公募する「たつの市美術展」、文化協会が中心となり企画運営を行う「たつの文化祭」、市内で活動する音楽団体が出演する「たつの市音楽祭」など、芸術文化の振興に努めています。
- 赤とんぼ文化ホールでは、文化拠点として安全で快適な施設運営を行うため、年次計画を策定し、緊急性の高い舞台設備等から順に更新を実施しています。

これからの課題

- 年齢や障害の有無に関わらず、各分野の文化活動を行う市民団体の発表、情報発信を支援し、芸術文化に親しむ機会づくりに努める必要があります。
- 赤とんぼ文化ホールとアクアホールは、開館から年数が経過しており、赤とんぼ文化ホールでは、引き続き年次計画に基づいた大規模な設備の更新を行うとともに、文化拠点としての更なる事業展開を図る必要があります。



■たつの市音楽祭



■三木露風賞 新しい童謡コンクール入賞発表会

施策の内容

(1) 地域文化の継承

【担当課:社会教育課】

- 童謡をはじめとする文化を継承していくため、霞城館等での文化人の顕彰や広報活動、市民の文化活動の支援を行い、「童謡の里たつの」の普及と文化振興事業の充実に努めます。

(2) 文化・芸術公演事業の実施

【担当課:社会教育課】

- 赤とんぼ文化ホールとアクアホールでは、市民参加型の事業や本市出身アーティストを支援する事業等、文化振興と文化交流の拠点施設として幅広い事業を展開します。

(3) 地域文化の展開

【担当課:社会教育課】

- 既存の文化活動を継承しつつ活動の連携と調和を図り、加えて新たな市民の参加を促し、次への文化の展開につなげていくことで、活力ある文化振興事業を実施します。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶ 心豊かな生活を実現するため、文化・芸術活動への参加及び鑑賞の機会を持ちましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 文化イベントへの参加啓発をしましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
総合文化会館主催事業の年間来場者及び施設利用者数	人	135,364*	136,000
令和8年度目標値の設定理由 現状値を維持			
たつの市美術展におけるたつの市民の年間出品点数	点	143*	160
令和8年度目標値の設定理由 現状値の約10%増を目標に設定			

*令和元年度実績



■たつの市美術展



■赤とんぼ文化ホール

施策 | 31 人権教育・啓発の推進

基本方針

「人権尊重都市宣言」や「たつの市部落

差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「命と人権を大切にし、共生の心を育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、様々な人権施策を展開し、部落差別をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解決を目指します。また、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築き、人権文化をすすめるため、「人づくり」「まちづくり」に努めます。



これまでの取組

- 「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、8月を推進強調月間として中央大会を開催するなど、年間を通して人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指した啓発活動を展開しています。
- 人権教育の推進や人権意識の高揚を図るため、「人権教育実践発表会」や「人権を考える市民の集い」等を開催し、公開保育・授業や講演会等の実施を通じて、広く市民に学習の機会を提供しています。
- 人権関係団体と連携し、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築くため、各地域や各地区、自治会等で人権交流や人権研修・学習会を実施しています。



■人権文化をすすめる市民運動「中央大会」

これからの課題

- 「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」により策定された「たつの市部落差別解消推進基本計画」に基づき、部落差別のない社会の実現に向けて人権教育・啓発の充実を図る必要があります。
- 人権意識の高揚を図るため、研修会や学習会等を継続して実施しているものの、いまだにインターネットの書き込みにみられるような人権問題が発生している現状があり、啓発活動の継続と工夫を図る必要があります。
- 研修会や学習会の参加者の高齢化・固定化がみられ、幅広い年齢層での人権意識の高揚は、十分に図られているとはいえません。
- 隣保館は住民の福祉を含めた身近な相談窓口の役割も担っており、相談体制を充実させ、親しみやすい隣保館運営に努める必要があります。

施策の内容

(1) 人権文化をすすめる市民運動の展開

【担当課：人権教育推進課】

- 8月を推進強調月間と位置付け、人権文化をすすめる市民運動「中央大会」や講演会等を開催し、市民に広く学習・啓発の機会を提供することで、市民の人権意識の高揚を図ります。
- 「人権教育実践発表会」や「人権を考える市民の集い」を開催し、公開保育・授業や講演会等を通して、市民に広く学習の機会を提供します。

(2) 学習活動の推進

【担当課：人権教育推進課】

- 学校・家庭・地域・職場における学習活動の効果を高めるため、学習内容の充実と指導方法の工夫・改善を図るとともに、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、人権意識を高め、日常生活の中に潜む様々な人権課題を見抜くことのできる市民の育成に努めます。
- 関係機関との連携を深めながら、多くの市民が関心を持てるような講座や研修会・学習会を開催するとともに、市民の相互理解の促進と地域社会への参加・参画を図るため、各種交流活動を実施します。

(3) 指導者の育成

【担当課：人権教育推進課】

- 部落差別をはじめとする様々な人権課題や、いじめや虐待、風評被害、インターネット上の掲示板やSNS等による悪質な書き込み、性的マイノリティ[※]やヘイトスピーチ[※]などの新たな人権課題の解決に向け、人権教育アシスタント・人権教育推進委員等、人権リーダーの指導的力量を高め、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

(4) 教育集会所・隣保館活動の充実

【担当課：人権推進課、人権教育推進課】

- 人権教育施設として教育環境の改善を図り、子どもたちを含め住民の交流活動を推進し、人権尊重の精神のかん養を目指します。
- 生活上の相談をはじめとする福祉の向上、人権教育、人権啓発といった隣保館本来の役割を果たせるよう、活動の充実を図ります。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしましょう。
- ▶人権についての研修会や学習会等に積極的に参加し、関心を持って取り組みましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶自治会・NPO・ボランティア団体・企業などが自ら研修会や学習会を実施し、人権意識を高めましょう。
- ▶各種団体が実施する研修会や学習会の充実を図るため、様々な研修の機会に参加し、その手法等を積極的に学びましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人権に関する研修会・学習会の参加者数	人	25,450*	26,000
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
教育集会所・隣保館の利用者数	人	56,602*	57,000
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
人権相談と隣保館における相談者数	人	249	300
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

*令和元年度実績

関連する計画

- たつの市人権施策推進指針(平成19年度～)
- たつの市部落差別解消推進基本計画(令和3年度～令和7年度)

※性的マイノリティ：同性愛者、両性愛者、性同一性障害のある人など、性的少数者のこと。

※ヘイトスピーチ：特定の人種や民族、宗教などの少数派に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。

施策 32 男女共同参画社会の形成

基本方針

男女共同参画社会の形成に向け、市民への意識の啓発と醸成を促すとともに、男女が対等な構成員として活躍できる社会を目指します。特に、女性にとって、活躍しやすい地域社会の形成に向けた取組を推進します。



これまでの取組

- 平成 28 年 3 月に特定事業主行動計画※を策定し、市職員に占める女性管理職の比率を引き上げるなど、政策決定過程への女性の参画を進めています。
- 市民に対して、家庭・職場・地域における男女平等と共同参画の形成を広く周知し、男女平等の意識啓発に努めています。
- ジェンダー（社会的性別）にとらわれた制度や慣習等に気づいてもらうため、男女共同参画週間等で重点的に啓発活動を行うとともに、女性のチャレンジを応援するセミナーや相談会等を開催しています。

【市審議会の女性委員の構成状況の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
市審議会の総数	43	44	44	45	49
女性委員が 参画している 審議会の数	35	37	36	37	39
委員の延人数(人)	698	715	683	699	723
うち女性委員 の人数(人)	153	148	145	143	143
女性委員の 構成率(%)	21.92	20.7	21.23	20.46	19.78

これからの課題

- 男女が共に仕事と家庭や地域活動での調和のとれた生活を送るためには、男女が家庭や地域における役割を平等に果たし、共に働きやすい環境をつくる必要があります。
- 各種審議会及び委員会における女性委員の割合を高めるとともに、コミュニティ活動等へ女性が参画しやすい環境を整え、市政や地域社会に女性の意見を十分反映させる必要があります。
- 起業、在宅ワーク、家事及び子育てといった各個人の希望に沿った様々なテーマでの女性の自己実現や活躍に向けた支援を行う必要があります。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶、女性が安心して暮らせるための環境整備をより一層進めていく必要があります。
- 多様な性のあり方について向き合う必要があり、男性、女性や性的マイノリティ(LGBTQ+※)の方々の人権が侵されることも懸念されるため、相談窓口を設置することが求められます。



■女性のための働き方セミナー

※特定事業主行動計画：女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関等で、政令で定めるものが、事業主行動計画策定指針に基づいて定めなければならない計画

※LGBTQ+：性の多様性において数が少ない人である「性的マイノリティ」の総称のひとつ。レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニング／クィアの頭文字と、これら以外の性の多様性を示す「+」を併せて示している。

施策の内容

(1) 男女共同参画社会の形成

【担当課：人権推進課】

- 「第2次たつの市男女共同参画プラン※」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、ワーク・ライフ・バランスの重要性を含めて、市民と協働しながら、セミナーの開催等で市民の啓発や機運の醸成に取り組みます。
- 女性に対する暴力の防止・根絶へ向けた啓発や活動団体への支援、関係機関との連携・協力による相談体制の充実を図ります。

(2) 女性参画の推進

【担当課：人権推進課】

- 市政検討の場になる審議会等において、女性の割合を高め、男女双方の意見がしっかり反映された市政を推進します。

(3) 女性が活躍できる社会づくり

【担当課：人権推進課】

- 女性が活躍を希望するテーマに沿って、女性の自己実現や活躍に向けたセミナーを開催します。
- 地域で活躍する女性のネットワークを構築します。

(4) 多様な性のあり方を支える取組の推進

【担当課：人権推進課】

- 差別的な扱いを受けた男性、女性及び性的マイノリティ(LGBTQ+)の方の相談支援を実施します。
- 多様な性のあり方が認められるパートナーシップ宣誓制度などの環境づくりや啓発を進めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で活動に参画する社会づくりを進めましょう。
- ▶女性が活躍する機運を醸成していきましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶男女共同参画の効果に気づき、意識無意識に関わらず、性別による差別的取扱いをなくしましょう。
- ▶男女共に働きやすい職場づくりに努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市審議会の女性委員の構成比率	%	19.8	30.0
令和8年度目標値の設定理由 国の目標値から設定			
補助金交付団体での女性役員の比率	%	34.7	40.0
令和8年度目標値の設定理由 現状値の約5ポイント増を目標に設定			

関連する計画

○第2次たつの市男女共同参画プラン(平成29年度～令和8年度)

※たつの市男女共同参画プラン：男女が共に平等な立場で社会のあらゆる分野において参画し、利益と責任を分かち合える社会の実現を目指し、総合的・計画的に施策を推進するための指針としてたつの市が策定したもの。